

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年2月14日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成29年2月24日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日

平成28年12月16日

第2 請求人

（省略）

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の要旨

・ だれが

宮城県県議会会派・日本共産党宮城県会議員団（以下「日本共産党県会議員団」という。）

・ いつ、どのような財務会計行為を行ったか

いつ・・・平成27年4月から平成28年3月までの各日（詳細は下記及び添付資料参照）

どのような・・・人件費支払い

・ 違法又は不当な理由

平成27年4月から平成28年3月にかけて事務局員の人件費を按分率90%として総額7,524,397円支出しています。日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動とその他活動での使用もあることから按分率25%としております。つまり、その事務所に勤務する事務員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分率は90%としております。

また日本共産党県会議員団提出の資料（平成27年4月の領収書等添付票）には「事務局員の仕事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している」とあります。議員が行う視察、調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、上記理由からも按分率が不当であることは明白です。

宮城県議会政務活動費の手引（以下「手引き」という。）17ページ、人件費・事務所費等の按分の考え方には「事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する

内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある」「政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。」とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しかなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の按分率は不当であると考えます。

しかもこの人件費は全て日本共産党宮城県委員会（以下「日本共産党県委員会」という。）へ支払いがされております。一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政党活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例の「政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない」に該当します。

- ・ その結果どのような損害が県に生じているか

政務活動費にて支払いがされております。（人件費合計7,524,397円）支払先が国政政党の支部の為、全額が不当です。

万が一、政党支部への支払いが認められるものであれば適正な按分率を25%として計算し（2,090,110円）、その差額5,434,287円が不当に支払われた金額です。

- ・ どのような措置を求めるか

日本共産党県会議員団に対し不当に支払われた政務活動費の返還を求めます。また、政務活動費の管理監督責任のある県議会議長、宮城県知事から宮城県県議会党派・日本共産党県会議員団に対し不当に支払われた政務活動費の返還命令を出して頂くよう求めます。

- ・ 補足

今回の不当な政務活動費支出の事実は宮城県及び宮城県議会がホームページ等で日常的に公開している資料や文章では発見出来ない状態でした。請求人がこの不当な支出の事実を知ったのは添付資料を情報公開請求した平成28年10月であり、最短で準備し本書を提起出来る期日が本提出日でした。これは地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項の正当な理由にあたるものとして取り扱われ、請求の要旨の全てが監査の対象となりますよう、宮城県監査委員の皆様へ求めます。

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

- 1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成27年4月から平成28年3月までの政務活動費（人件費）に係る日本共産党県会議員団の支出が、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）及び手引きで定める政務活動費を充てることのできる範囲（以下「使途基準」という。）に違反するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成27年度の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、日本共産党県会議員団長を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、その機会を設けることについての文書照会に対して、請求人から意思表示がなかったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 政務活動費充当事実の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、日本共産党県会議員団に係る平成27年4月から平成28年3月までの政務活動費（人件費）の支出について、別紙のとおり確認した。

2 関係人（日本共産党県会議員団長）に対する調査結果

日本共産党県会議員団長に対し、住民監査請求書に係る事実関係や請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

（1）住民監査請求書に係る事実関係について

イ 政務活動費を充当した事務局員の平成27年度の勤務（雇用）実態を教えてください。

（回答）

当議員団は会派又は議員の政務活動を補助する事務局員を県議会控室に配置するため、日本共産党県委員会と覚書を交わし、日本共産党県委員会から2015年4月1日から2016年2月1日まで2人、同年2月2日から3月31日まで3人の職員出向を受けてきた。

事務局員の勤務時間は原則月曜日から金曜日までの週5日間（祝日は休日）、午前9時30分から午後5時まで（休憩1時間）としてきた。

勤務状況は別紙出勤簿の記録を参照されたい。

ロ 日本共産党県委員会の職員を会派の専従事務局員としている考え方を教えてください。

また、日本共産党県委員会との覚書の内容を教えてください。

（回答）

当議員団は事務局員を配置するに当たっては、会派又は議員の政務活動の中で

とくに調査研究に従事できる人材を必要とし、政策的力量を持った日本共産党員を配置することになっている。そのために、日本共産党県委員会と協議し、人選を行っている。

しかし、過去に当議員団として直接雇用する形態を検討した際に、社会保険事務所から事業所として認定されず、社会保険に加入できないという指摘を受けた。そこで当議員団と日本共産党県委員会の間で覚書を交わし、日本共産党県委員会職員を当議員団に出向させることにしたものである。

言うまでもなくこの出向は、日本共産党県委員会職員の身分を維持したまま、業務命令によって当議員団の業務に従事し、給与は日本共産党県委員会が支払い義務を持ち、職員に対する業務上の指揮命令権は当議員団が有するというものである。

覚書では、「目的」で出向の位置づけと「県議会議員の政務活動の補助にあたる」ことを明記するとともに、「出向者名」、「出向期間」、「出向先および所在地」、「勤務等」就業時間等の勤務に関する事項、「賃金および賞与」等12項目についての確認事項を明記している（提出資料イ）。

(2) 住民監査請求書で請求人が主張していることについて

イ 請求人は「日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動とその他活動での使用もあることから按分率を25%としております。つまり、その事務所に勤務する事務員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分率は90%としております。」と主張しています。

この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

請求人には事実誤認がある。2015年4月から2016年3月までの人件費7,524,397円は、収支報告書や領収書等添付票でも明らかなように「県議会控室に配置する事務局員」分であり、日本共産党仙台市議団と共同で使用する事務所での人件費支出の事実はない。

ロ 請求人は「日本共産党県会議員団提出の資料（平成27年4月の領収書等添付票）には『事務局員の仕事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している』とあります。議員が行う視察、調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、上記理由からも按分率が不当であることは明白です。」と主張しています。

この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

当議員団は県議会控室を政務活動を行う拠点と位置づけている。その上で、事務局員は県議会控室を中心に「議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当」としている。

条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」（第2条）と規定している。当議員団の事務局員の仕事はまさにこの規定に基づく仕事に専念しているので、問題があるとは考えていない。

- ハ 請求人は「手引き17ページ、人件費・事務所費等の按分の考え方には『事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある』『政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。』とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しかなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の按分は不当であると考えます。」と主張しています。

この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

これまで述べたように、県議会控室に配置している事務局員は、基本的に政務活動専従職員としての位置づけを持っている。

ただし、それ以外にも、日本共産党県委員会の職務を行うことがひと月に数%あることから、その実態に即して給与の1割を日本共産党県委員会から支出している。

なお、勤務実態については、2016年2月から事務局員を3人に増やしたのを機に、より厳格、正確に記録するために、仕事内容や勤務時間を細かく記録するようにしている（提出資料ロ）。

- ニ 請求人は「人件費は全て日本共産党県委員会へ支払いがされております。一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政党活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例の『政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない』に該当します。」と主張しています。

この主張に対し、どのように考えますか。

(回答)

事務局員の人件費は、日本共産党県委員会との覚書に基づき、「出向者の賃金および賞与は、甲（日本共産党県委員会）の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、甲は乙（当議員団）に対し政務活動にかかる人件費分を請求するものとする。なお、1（目的）で規定した『政務活動の補助』以外の業務にも携わることから、賃金の十分の一相当は甲が負担する」としている。このことから、政務

活動費からの支出（人件費の9割）は全額事務局員にわたっており、日本共産党
県委員会が利益を得ている事実はない。このことは、別紙賃金関係資料および毎
月の領収書等添付票からも明らかである。

(3) 提出資料（添付省略）

イ 覚書

ロ 出勤簿・業務日誌

ハ 人件費に係る2015年度（平成27）政務活動費・各月支出報告書及び領収
書等添付票

ニ 給与支払い一覧表・政務活動費按分表

ホ 給与支払い内訳

第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施
行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場
合に是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監
視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自
律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派
等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断
を尊重すべきものである。

また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の
対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たって
は、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の
広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第
100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」
を具体化したものである。手引きについては、条例及び条例施行規程に明確に位置づ
けられているものではないことから、法規範性を有するものとまでは言えないが、条
例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務活動費の対象外とな
る経費や、諸手続などを規定しており、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たっ
てより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する
使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判
断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他
の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を
行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 政務活動費における人件費の使途基準について

人件費については、条例第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定め、別表では以下のように定めている。

| 経費 | 内容 |
|-----|-----------------------------|
| 人件費 | 会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費 |

そして、手引きⅡ-3政務活動費を充てることができる経費の範囲-(1)経費と内容-①条例第2条別表と主な例において、次のように定めている。

| 経費 | 内容 | 主な例 |
|-----|---|-----------------|
| 人件費 | 会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。） | 給料，手当，社会保険料，賃金等 |

また、同②政務活動費の運用についての考え方において、次のように定めている。

| 経費 | 考え方 |
|-----|--------------------|
| 人件費 | 政務活動に資するための人件費である。 |

なお、手引きⅡ-3-(2)政務活動費を充当するのに適しない例において、次のように定めている。

| |
|---|
| ◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 例) ・ 党大会への出席 ・ 県連（政党等）活動 ・ 政党構成員として招待された式典，会合への出席 ・ 政党の広報誌，パンフレット，ビラ等の印刷，発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） ・ 党大会賛助金，党大会参加費，党大会参加旅費等 ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与，各種手当等）等政党の経費 (以下略) |
|---|

さらに、手引きⅡ-3-(4)使途項目ごとの具体例において、次のように定めている。

| 経費 | 具体例 |
|-----|--|
| 人件費 | ○会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。） ① 政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用 職員給料，各種手当，社会保険料，臨時職員賃金等 |

そして、手引きⅡ-3-(5)費目別の充当指針において、次のように定めている。

| 経費 | 内容 |
|----|----|
|----|----|

| | |
|-----|---|
| 人件費 | <p>政務活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、従事している実態に応じて政務調査費を充当することができる。ただし、生計を一にする親族を雇用する場合は対象外とする。</p> <p>人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある。</p> <p>会派又は議員が、事務所職員に政務活動の補助業務のほか、それ以外の業務（政党活動や後援会活動等）も兼ねて従事させている場合には、勤務実績表（業務日誌）に基づく勤務時間により按分して充当するか、政務活動に従事した割合（平均時間、日数等）で按分して充当する必要がある。</p> <p>なお、明確に按分割合が算出できない場合は、2分の1を超えない範囲で充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】 給与支払明細書又は受領書</p> |
|-----|---|

また、手引きⅡ－4支出における留意事項－（3）按分による支出において、次のように定めている。

| |
|--|
| <p>①按分の必要性</p> <p>会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。</p> <p>このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p>②按分の方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 活動実績割合等による按分例(事務所費、事務費、人件費、広報費など)</p> $\frac{\text{政務活動(A\%)}}{\text{政務活動(A\%) + 議員(後援会等)活動(B\%) + 政党・政治団体活動(C\%) + その他活動(D\%)}}$ <p>ハ 按分割合が明確にできない場合</p> <p>2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)</p> <p>③按分方法の参考例(抄)</p> <p><人件費></p> <p>○事務所職員を政務活動に従事させている場合</p> <p>事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。</p> <p>なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある。</p> |
|--|

○政務活動専従職員

議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。

2 政務活動費の充当率を25%とすべきであるとの主張について

請求人は、「日本共産党県会議員団の事務所は日本共産党仙台市議団と共有し政務活動とその他活動での使用もあることから按分率を25%としております。つまり、その事務所に勤務する事務員も同様の勤務内容と推定し政務活動費の負担を按分すべきであるにも関わらず按分率は90%としております。」とし、事務局員の人件費における政務活動費の充当率を25%とすべきであると主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)イの調査結果において、「県議会控室に配置する事務局員分であり、日本共産党仙台市議団と共同で使用する事務所での人件費支出の事実はない。」と回答している。

請求人が、「日本共産党仙台市議団と共有」しているとする日本共産党県会議員団の事務所は、住民監査請求書に添付された日本共産党宮城県会議員団の支出報告書中で「事務所費」として家賃を按分率25%で計上している「本町事務所」と認められる。

一方、第6の2の調査結果の回答に添付して提出された、日本共産党県委員会と日本共産党県会議員団の間で交わされた覚書及び出勤簿・業務日誌から、本件人件費に係る事務局員の勤務場所は、県議会控室であると認められる。

よって、請求人の主張には誤認があると認められる。

3 90%の按分は不当であるとの主張について

請求人は、「日本共産党県会議員団提出の資料(平成27年4月の領収書等添付票)には『事務局員の仕事は議員とともに県内外の視察、調査活動、議会対策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当している』とあります。議員が行う視察、調査活動、県民の相談業務は全てが政務活動となるものではなく、議員活動や議員の個人的活動も含まれる場合があります。そして県民の相談業務は政党活動として行われることもあり、上記理由からも按分率が不当であることは明白です。」とし、「手引き17ページ、人件費・事務所費等の按分の考え方には『事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考えもある』『政務活動専従職員、議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。』とありますが、完全に専従ではない事は上記のとおり平成27年4月の領収書等添付票で記載があり、また勤務内容についても前述の添付票に一方的な記載しかなく、その勤務実態を証明出来ておらず、90%の按分は不当であ

ると考えます。」と主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)ロの調査結果において、「当議員団は県議会控室を政務活動を行う拠点と位置づけている。その上で、事務局員は県議会控室を中心に『議員とともに県内外の視察、調査活動、議会对策に携わるほか、県民の相談業務、広報資料作成、その他の政務活動に関わる諸実務を担当』している。条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を『会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動』(第2条)と規定している。当議員団の事務局員の仕事はまさにこの規定に基づく仕事に専念しているので、問題があるとは考えていない。」と回答している。

また、第6の2(2)ハの調査結果において、「県議会控室に配置している事務局員は、基本的に政務活動専従職員としての位置づけを持っている。ただし、それ以外にも、日本共産党県委員会の職務を行うことがひと月に数%あることから、その実態に即して給与の1割を日本共産党県委員会から支出している。なお、勤務実態については、2016年2月から事務局員を3人に増やしたのを機に、より厳格、正確に記録するために、仕事内容や勤務時間を細かく記録するようにしている(提出資料ロ)。」と回答している。

覚書では、事務局員は、日本共産党県会議員団に所属する県議会議員の政務活動の補助に当たることとしており、出勤簿・業務日誌に記載された業務内容に政務活動以外の業務は見当たらない。

また、出勤簿・業務日誌の記載によると、県議会控室での政務活動補助の勤務は、おおよそ月130時間から170時間までである一方で、「午前中は仙台市対策委員会に出席」、「党務のため早退」、「党務のため遅刻」等の記載が散見されることから、事務局員が合計数時間程度、政党活動に従事した月もあると認められる。

ところで、手引きⅡ-4-(3)「按分による支出」において、按分による支出の考え方を示しており、人件費についての原則は、活動割合による按分としている。事務局員の活動割合については、上に述べたとおり、月によって変動があるものの、日本共産党県会議員団が主張するとおり、政党活動が数%あると考えられ、90%以上が政務活動であるところ、90%で按分しており、手引きに違反するとは言えない。

以上のことから、本件支出は手引きに違反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

4 政党活動への支出であるため、全額が不当であるとの主張について

請求人は、「人件費は全て日本共産党県委員会へ支払いがされております。一般的に人材派遣や業務委託契約は経済活動・利益活動として行われるものですから日本共産党は利益を受け取っていると推定されます。その利益が原資となり政党活動が展開されるのであれば政務活動費の充当は著しく不当です。これは手引き6ページ、政務

活動費を充当するのに適しない例の『政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない』に該当します。」とし、支出先が日本共産党県委員会のため、全額が不当であると主張している。

このことについて、日本共産党県会議員団は、第6の2(2)ニの調査結果において、「事務局員の人件費は、日本共産党県委員会との覚書に基づき、『出向者の賃金および賞与は、甲（日本共産党県委員会）の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、甲は乙（当議員団）に対し政務活動にかかる人件費分を請求するものとする。なお、1（目的）で規定した『政務活動の補助』以外の業務にも携わることから、賃金の十分の一相当は甲が負担する』としている。このことから、政務活動費からの支出（人件費の9割）は全額事務局員にわたっており、日本共産党県委員会が利益を得ている事実はない。このことは、別紙賃金関係資料および毎月の領収書等添付票からも明らかである。」と回答している。

第6の2の調査結果の回答に添付された資料により、県議会控室に勤務する事務局員の給与を整理集計した結果は、別紙「日本共産党宮城県会議員団に係る政務活動費（人件費）支出一覧」のとおりであり、日本共産党県会議員団から日本共産党県委員会に支出した人件費の全額が、日本共産党県委員会が当該事務局員に支払う給与に含まれているので、政務活動費を原資とした利益が、日本共産党県委員会に残ることはない。

以上のことから、本件支出が用途基準に反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

日本共産党宮城県議会議員団に係る政務活動費(人件費)支出一覧

(単位:円)

| 年度 | 月 | 人件費 | 内 | | 訳 | | 算出根拠 | | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------------------------------------|---|
| | | | 支払月日 | 金額 | 支払先 | 給与 | 採分率 | 金額 | |
| 27 | 4月 | 539,874 | H27.4.30 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与4月2人分 |
| | 5月 | 539,874 | H27.5.29 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与5月2人分 |
| | 6月 | 539,874 | H27.6.30 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与6月2人分 |
| | 7月 | 539,874 | H27.7.31 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与7月2人分 |
| | 8月 | 1,079,306 | H27.8.5 | 539,432 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,369 | 90% | 539,432 | 夏季手当2人分 |
| | | | H27.8.31 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与8月2人分 |
| | 9月 | 539,874 | H27.9.30 | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与9月2人分 |
| | 10月 | 455,894 | H27.10.30 | 455,894 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 76% | 455,894 | 給与10月2人分(採分率90%×85%=76%) ※42日中6日党県委員会の業務に従事(36/42=85%) |
| | 11月 | 215,949 | H27.11.12 | 215,949 | 日本共産党宮城県委員会 | 239,944 | 90% | 215,949 | 給与11月2人分(1日~12日分)日割計算(12/30) |
| | 計 | 4,450,519 | | 4,450,519 | | 5,038,340 | | 4,450,519 | |
| | 12月 | 998,863 | H27.11.30 | 323,924 | 日本共産党宮城県委員会 | 359,917 | 90% | 323,924 | 給与11月2人分(13日~30日分)日割計算(18/30) |
| H27.12.25 | | | 135,065 | 日本共産党宮城県委員会 | 600,289 | 90% | 135,065 | 冬季手当2人分 ※充当期間11月13日~12月31日分 1/4を追加 | |
| H27.12.28 | | | 539,874 | 日本共産党宮城県委員会 | 599,861 | 90% | 539,874 | 給与12月2人分 | |
| H28.1.29 | | | 541,167 | 日本共産党宮城県委員会 | 601,297 | 90% | 541,167 | 給与1月2人分 | |
| H28.2.29 | | | 766,924 | 日本共産党宮城県委員会 | 852,138 | 90% | 766,924 | 給与2月3人分 | |
| 3月 | 766,924 | H28.3.31 | 766,924 | 日本共産党宮城県委員会 | 852,138 | 90% | 766,924 | 給与3月3人分 | |
| 計 | 3,073,878 | | 3,073,878 | | 3,865,640 | | 3,073,878 | | |
| 合計 | 7,524,397 | | 7,524,397 | | 8,903,980 | | 7,524,397 | | |